

番 号	陳情 第63号	受理年月日	令8. 2. 24
件 名	鹿児島市指導監査課職員による不適切な行政指導の事実調査及び行政運営の策定・是正について		
結 果	令和8. 5. 21第2回臨時会で不採択		
付託委員会	防災福祉こども委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、陳情者が代表を務める事業所の指導監査（運営指導）実施日（令和8年1月19日）に、本人が40度の高熱により医師の診断を受け、意識がもうろうとするなどの極限状態であることを本市指導監査課職員に再三伝えたにもかかわらず、職員がそのことを無視し、電話による行政指導を強行したことに對し、陳情者は本市や鹿児島地方法務局人権擁護課等への要望書や申立書等を提出しているが、今回の対応に係る行政運営の妥当性の検証とともに、市民への説明責任が適切に果たされる体制の構築を求めため、1項＝今回の行政指導について、市議会として徹底した事実関係の調査を行い、市当局の公式な見解を明らかにすること。2項＝陳情者が今回の行政指導に對し提出した要望書を本市が黙殺している現状について、責任の所在を明確にし、速やかに誠実な回答を行うよう市当局に勧告すること。3項＝同要望書を黙殺し、説明責任を放棄し続けている市当局の組織的責任を厳しく追及すること。4項＝他の事業所や市民に對し、同様の強圧的かつ非人道的な行政指導が行われないう、外部有識者を交えた監査体制の抜本的な検証・刷新を行うこと。5項＝救急事態及び体調不良時における行政指導の中断・延期基準を明確化した運用マニュアルを策定し、全庁に周知・徹底した上で公表すること。以上の点について要請されたものである。

本件に對する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、1項＝今回、本市が当該事業所（事業内容：児童発達支援・放課後等デイサービス、定員：10名、指定日：4年4月15日）に對し行う予定であった運営指導については、位置づけは関係法令及び国通知等に基づく行政指導、対象は障害福祉サービス（根拠法令：児童福祉法など）、目的は①利用者の権利及び安全の確保、②人員及び運営基準の遵守確認、③保険給付の適正化など、実施頻度はおおむね3年に1回、原則として事業所を訪問し、関係者の立会いの下、書類確認や聞き取りなどの対面方式で実施しているものである。

同事業所に係る運営指導の経過としては、6年12月を皮切りに8年1月まで、計4回、日程を調整してきたが、同事業所の職員や代表者の家族の感染症による体調不良のほか、事業所の職員研修や県外の事業所見学など事業者側の事情により、いずれも訪問日程決定後の延期が生じており、本市としては、その都度、配慮してきたが、これまで運営指導が実施できていなかったところである。なお、8年度時点で本市内にある障害福祉サービス事業所等1,748か所について、運営指導を実施できなかったケースはないところである。

同年1月19日の対応については、当日、事業所から電話で延期の申出がなされたが、これまでの度重なる延期により、国の指針に基づく運営指導の実施が不可能な状況になることから、代表者の体

調に配慮し、代表者本人の立会いが困難な場合には、児童発達支援管理責任者のみの立会いによる運営指導の実施も可能との説明を行ったものであり、今回の本市の対応は、法令等に基づく運営指導実施に向けた対応と考えており、不適切な行政指導及び人権侵害のいずれにも該当しないと認識している。

2項・3項＝同年2月17日提出の「行政指導における安全配慮の欠如および不適切指導の是正に関する要望書」に対しては、同月24日に回答予定日について電話連絡を行った上で、同月26日に書面で正式に回答し、要望に沿った対応を行っている。また、同年3月5日提出の「鹿児島地方法務局人権擁護課による人権侵犯事件の正式調査開始に伴うご協力依頼に関する要望書」に対しては、同月11日に書面で正式な回答を行っており、適切に対応している。

4項＝国の指針において、運営指導に当たっては、高圧的な言動を控え、懇切丁寧な説明を行うことが明確に示されており、本市としても同指針に沿って、事業者の理解と協力を得ながら実施しているところであり、制度改正や指導監査の進め方等については、国の審議会・部会において外部委員の意見を聴取した上で検討・決定されている。

5項＝本市が運営指導実施前に対象事業所へ送付している通知書において、「感染症拡大防止の観点から、可能な範囲でのサービス提供状況を確認すること」や「感染症対応等により、運営指導の対応が困難である場合は、担当者まで連絡すること」等を明記し、周知を図っている。

なお、同年1月26日から不正請求疑いによる監査を計4回実施（関係書類の提出期限：2月24日）したが、2月17日には事業所は廃止され、関係書類の提出期限である同月24日までに書類提出がなかったことから、同年1月分の報酬請求について返戻処理を行った。また、同年3月3日及び5日に鹿児島地方法務局人権擁護課から本市に対する聴取、同月11日に同課から本市へ「侵犯事実不明確」との調査結果の連絡がなされたところである。

本市としては、今後とも事業者への配慮を行いつつ、制度に基づいた適正な運営指導の実施に努めるとともに、課内での職員研修も継続して実施していきたいと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。